

令和4年度第2回福島県建築審査会 議事録

日時：令和5年1月25日（水）

13：30～15：00

場所：県庁本庁舎 福祉公安委員会室

出席者等

○福島県建築審査会委員

会長 森山 修治
委員 垣見 隆禎 (欠席)
委員 川崎 興太 (リモート参加)
委員 酒井 美代子 (リモート参加)
委員 佐藤 志保 (リモート参加)
委員 本田 哲夫 (リモート参加)
委員 村上 早紀子

○事務局

土木部	次長	大竹 健義
土木部建築指導課	課長	星 剛
	主幹兼副課長	加藤 敏史
	専門建築技師	滑川 雅樹
喜多方市都市整備課	課長補佐	片岡 洋
	係長	小池 拓
	係長	遠藤 淳
	副技査	佐藤 力也

○傍聴者 5名

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - 議題1 建築基準法改正による福島県建築審査会運営規程の改正について
 - 議題2 建築基準法第3条第1項三号の規定に基づく指定について
- 4 報告事項
 - 第1回福島県建築審査会における附帯意見への対応について
(須賀川駅の道路内建築における許可)
- 5 閉 会

令和4年度 第2回 福島県建築審査会 議事録

発言者	内容
事務局	<p>福島県建築審査会条例第3条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、森山会長に議長をお願いします。</p>
議長 (森山会長)	<p>議事に入る前に、福島県建築審査会条例第4条により、本日の審査会は委員の2分の1以上の出席がありましたので、開催の規定を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>また、福島県建築審査会運営規定第4条により、議事録署名人を選出することとなりますが、議長の指名としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議長	<p>それでは、酒井委員と村上委員を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>議題1『建築基準法改正による福島県建築審査会運営規程の改正について』、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議題1について説明》</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。</p>
各委員	<p>《意見等なし》</p>
議長	<p>それでは、御意見がなければ、この件について同意する考えでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>《異議なしの声》</p>
議長	<p>それでは、議案1について、福島県建築審査会は、同意する旨知事に答申することといたします。</p>
議長	<p>次に議題2『建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定について』の説明に入りたいと思います。</p> <p>説明は3回に分けて行い、その都度、御意見、御質問をお受けします。</p> <p>また、本日は申請者である喜多方市が事務局に同席しており、質問への</p>

	<p>回答の補足説明を行う場合がありますので、御了承願います。 それでは、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議題２（１）制度の概要について説明》</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。</p>
各委員	<p>《意見等なし》</p>
議長	<p>それでは、次の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議題２（２）建築物の概要について説明》</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。</p>
各委員	<p>《意見等なし》</p>
議長	<p>それでは、次の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《議題２（３）保存活用計画の概要について説明》</p>
議長	<p>ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問などはございませんか。</p>
本田委員	<p>御説明いただいた資料は、どなたがお作りになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>ベースは申請者である喜多方市が作っており、県で若干の編集をしています。</p>
本田委員	<p>わかりました。 それから、様々な改修をしなければならない箇所があって、その方法について、何が妥当かということ審査会で審査するかと思います。喜多方市もこういうことで直すという内容で申請しており、それを県として審査していると思われませんが、どのような方が何日ぐらいかけて、申請内容が妥当かどうかを審査したのでしょうか。その点を教えてください。</p>
事務局	<p>まず、審査につきましては、県の出先機関であります喜多方建設事務所において、喜多方市と協議を進めており、数年かけて内容を審査しております。</p>

	<p>また、今年に入り、申請があったところですので、建築指導課においても現地のほうを確認し、申請内容が妥当であるということを確認しています。</p>
本田委員	<p>それを全体的にざっと見ただけではなくて、逐一、ここはこういう方針・工法で妥当だということを確認されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。現地で喜多方市と喜多方建設事務所と立ち会いながら確認しています。</p>
本田委員	<p>わかりました。 あと、煙突の補修方法はどのようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>煙突は使用しないことになりますので、中の空洞部分に鉄筋を入れ、基礎を補強した上で、コンクリートを流し込み固めるという補強方法になります。</p>
本田委員	<p>もう塞いでしまうということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
本田委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
酒井委員	<p>いくつか質問があるのですけれども、用途の点で、集会場と展示場という用途がありますが、今回、集会場の用途全てを貸室とするのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的に貸室となるところは、資料3 2ページのピンクの区画で囲まれているところを中心に貸出しする予定です。 ただし、化粧部屋と女中部屋については、貸出しはせず、見学のみに供する予定です。その他のところについては、会議や催し物をする際に市民、その他の方にご利用いただけるように一時貸出を予定しています。</p>
酒井委員	<p>換気の面もあるので、化粧部屋や女中部屋など小さい部屋はどうするかと思い質問したところでした。 あと、今回、エアコンは設置されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、エアコンを設置する室は、管理事務所となる味噌蔵・麴蔵、また、喫茶室となる店蔵の西洋室や主屋の書斎になります。</p>

<p>酒井委員</p>	<p>他の貸室については、エアコン等の設置は予定していません。</p> <p>今回、換気について「開館時は随時建具を開放し換気する（冬期は1時間に1回程度の定期的な換気を行う）」と書いてありますが、利用者にも注意を促す必要があると思いますし、その点が心配なところでした。</p> <p>集会場の利用で出入口の幅が1.5m以上とする規定の代替措置として、定員の設定・管理とありますが、わかりやすく表示したりする周知が必要だと思いました。</p> <p>また、少し余計なことかもしれませんが、イベントが重なると人が集中してしまうと思うので、イベントが重ならないような貸出しにする必要があると思いました。</p> <p>質問ですが、維持管理計画について、専門家による定期点検とありますが、専門家というのはどなたになるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在想定しているのは、今回、設計に携わっている設計事務所及び構造設計事務所となります。</p> <p>現時点で既に調査等を実施してもらっていますので、現状を把握している専門家に将来的なところについても確認してもらいたいということで想定しています。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>点検が細かく、年に2回や5年に1回など書いてありますが、点検表を作成するなど、マニュアル化していくことが必要だと思いました。</p> <p>防災マニュアルは作成するとのことですがしっかりされていると思いますので、維持管理計画上の点検もしっかり対応していただければと思います。</p> <p>質問ですが、喫煙所は設置するのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>敷地内の火気の使用は厳禁としておりまして、喫煙所についても設置しない予定です。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>5月から工事が始まるとのことですが、スケジュールはどのようになっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>工事のスケジュールについては、申請上、4月からとなっていますが、現在行っている実施設計が若干遅れていることから、実際の工事について</p>

	<p>は、来年度の秋口くらいからの着手となります。初めに、部分的に解体した上で、本格的な工事は令和6年度から実施し、令和8年度中の完成を目指しています。</p>
酒井委員	<p>ホームページには、令和5年4月から保存改修工事のため見学ができなくなると書いてありましたが、見学は可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>中の収蔵品の引越などもあることから、見学自体は4月から中止する予定です。</p>
酒井委員	<p>わかりました。ありがとうございます。以上です。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問はないでしょうか。</p>
村上委員	<p>集会場に関してですが、集会といっても様々な集い方や、その会の形式があると思うのですが、具体的にどういう集会の場としてのイメージをされているのか、特に用途を問わないのかわかりませんが、その点をお聞きできればと思います。</p> <p>先ほど火気厳禁という話もありましたので、その辺りどういうルールを設けていかれるのかという点もお聞きしたいです。</p> <p>もう一点、集会場の収容人数について、収容可能な人数はどのように設定されているのかということも併せてお願いします。</p>
事務局	<p>集会場（貸室）の利用方法については、現時点ではまだ想定として、会議やサークル活動を基本的に考えているところです。旧甲斐家では、お茶会をされていたということでしたので、座敷蔵でのそういったお茶会、ただし、火気使用厳禁としますので、電気炉を使っていただくといった利用方法を想定しております。</p> <p>また、定員につきましては、保存活用計画の中で避難安全性能の検証を実施しております。これは、建築基準法の避難安全検証法を参考として、各部屋で火災が発生した場合に逃げられる人数を計算し、各室に定員を設けております。</p> <p>この定員については、消防法や県条例の規定よりも大幅に少ない人数で設定しています。</p>
村上委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>

議長	他に委員の皆様から、御意見、御質問などはございませんか。
各委員	《意見等なし》
議長	<p>議論が出尽くしたようなので採決をとります。</p> <p>これまでの議論を参考の上、同意する方は挙手をお願いします。</p>
各委員	《全委員挙手》
議長	<p>同意者が過半数となりましたので、建築審査会として、同意ということになります。</p> <p>それでは、議題2について、福島県建築審査会は、同意する旨、知事に答申することといたします。</p>
事務局	<p>続きまして、4の報告事項といたしまして、前回の建築審査会で同意をいただいた、建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく、須賀川駅の道路内建築における許可の附帯意見への対応について、報告します。</p> <p>《附帯意見への対応を説明》</p> <p>附帯意見への対応についての報告を終わります。</p>
議長	<p>以上をもちまして、本日の議事及び報告事項は終了いたしました。</p> <p>議事進行を事務局にお返しします。</p> <p>皆さん、御協力ありがとうございました。</p>

(記録者 福島県建築審査会事務局 渡部)